

○遠賀町男女共同参画研修参加補助金交付要綱

平成20年3月27日告示第1号

改正

平成22年3月25日告示第33号

平成24年3月28日告示第23号

平成27年3月20日告示第21号

遠賀町男女共同参画研修参加補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、町民が男女共同参画に関する研修への参加に対する補助金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象)

第2条 補助の対象となる研修は、男女共同参画に関する研修のうち次の各号に掲げるものとする。

- (1) 福岡県内の男女共同参画センター、女性センター等で行われるもの
- (2) 日本女性会議
- (3) その他町長が認めるもの

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を申請することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者で本町の男女共同参画の推進役となることができる者とする。ただし、前条第2号は別に定める補助対象者要件を満たし、町長が認めた者のみとする。

- (1) 町内に居住する者
- (2) 町内で男女共同参画に関する活動を行っている者

(補助金の対象)

第4条 補助金の額は、研修に要した往復の交通費に相当する額とし、当該年度の予算の範囲内で交付するものとする。ただし、第2条第2号の研修の補助金の対象となる経費は、参加負担金、交通費、宿泊料とする。この場合において、交通費及び宿泊料は、遠賀町一般職職員等の旅費に関する条例(昭和26年条例第5号)の一般職職員の例により算出した額を上限とする。なお、補助金の額は当該年度の予算の範囲内で交付するものとする。

2 前項の額の算定に当たっては、JR遠賀川駅から研修会場までの最も経済的かつ合理的と認められる経路及び方法による運賃等の額によるものとする。

(補助金の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、遠賀町男女共同参画研修参加補助金交付申請書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

(交付の決定及び時期)

第6条 町長は、前条の申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査の上、交付の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の決定をしたときは、遠賀町男女共同参画研修参加補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 補助金の交付決定を受けた者は、当該研修の受講終了後、速やかに遠賀町男女共同参画研修参加補助金交付請求(精算)書(様式第3号)を町長に提出し、補助金を請求するものとする。

2 第2条第2号の補助金は、概算払いができるものとする。概算払いを受けようとするときは、遠賀町男女共同参画研修参加補助金交付概算払請求書(様式第4号)を町長に提出するものとする。

ただし、当該研修の受講終了後、速やかに遠賀町男女共同参画研修参加補助金交付請求(精算)書(様式第3号)を町長に提出するものとする。

(交付決定の取り消し等)

第8条 町長は、次の各号のいずれかに該当したときは、交付決定を取り消すことができる。この場合において、すでに補助金を交付しているときは、補助金の全額を返還させることができる。

- (1) 申請者が不正に補助金の申請をしたとき。

- (2) 補助金の交付後、申請者の不正が判明したとき。
  - (3) 日本女性会議に参加しなかったとき。
- 2 町長は、前項に規定する取り消しを決定したときは、速やかに遠賀町男女共同参画研修参加補助金交付取消通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。
- （その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成20年4月1日から施行する。
- （この告示の失効）
- 2 この告示は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（平成22年3月25日告示第33号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月28日告示第23号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月20日告示第21号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

様式第1号

（第5条関係）

様式第2号

（第6条関係）

様式第3号

（第7条関係）

様式第4号

（第7条関係）

様式第5号

（第8条関係）